

J Rの業務外注化と非正規雇用化に反対するニュースです。感想や意見、現場の情報をお寄せ下さい。dc-info@deluxe.ocn.ne.jp

非正規格差を居直り固定化

CTSが就業規則の大改悪を提案！

就業規則改悪のポイント

	現 行	改定案
契約・パートの 班長・主任試験 受験資格	無期転換から 5年で班長試験 班長登用から 4年で主任試験 の受験資格	削除 ※無期転換5年で 時給10円加算
正社員65歳 の雇用延長時	班長・主任の 役職そのまま (役職手当＝ 班長5千円、 主任1万円支給)	削除
契約・パートの 自己啓発、業 務改善義務	知識・技能習得な どの自己啓発の 義務、意見具申 など業務改善の 義務を負う	削除
扶養手当廃止 ↓子ども手当	扶養手当 配偶者1万円 子 5千円 (上限2万円) ※基準内賃金 (1時間あたりの賃 金計算に算入)	子ども手当 第1子＝1万円 2人目～5千円 (上限なし) ※基準外賃金に (1時間あたりの賃 金計算から除外)

CTSが就業規則を改悪しようとしています。今年から適用となる働き方改革関連法に対応するためのものですが、格差是正どころか、賃金その他の大きな格差を居直り、それを固定化するとんでもない内容です。

●班長・主任受験資格をはく奪！

16年に契約・パート社員の無期転換制度ができ、契約・パート社員にも班長・主任試験の受験資格が発生しました。しかし改悪案では受験資格を削除しました。

●65歳再雇用で役職・手当をはく奪

正社員が65歳以降の再雇用の場合、これまで

は班長・主任等の役職はそのままでした。改悪案では削除されています。

格差是正ではなく、労働条件を下に合わせて法的な矛盾を解決しようとしているのです。

●「自己啓発、業務改善はしなくていい」

これまでの就業規則で契約・パート社員は「職務に対する知識習得、技能向上などの自己啓発、意見具申などの業務改善」の義務を負うとされていきましたが、これも削除。「自己啓発も意見具申もしなくていい、だから契約・パートの格差はあって当然とCTSは言っているのです。

冗談ではありません。実際にはみんな必要な知識や技能を習得し、作業上の努力や業務改善しながら仕事しています。就業規則で職務内容が違っても書いても、同じ仕事をしている者には、同じ賃金が当然です。

●扶養手当も廃止

さらに扶養手当の廃止（10年の経過措置）、子ども手当の新設を提案。子ども手当支給の該当者は少なく、経過措置期間が終了すれば会社支出は大幅減になります。職場から白紙撤回の声をあげよう。